

人種差別撤廃条約 第四条・七条の実施に関する研究報告(3)

社団法人 部落解放研究所 人権部会

目次

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約
第四条の実施に関する研究：ホセ・D・イングレス

一 序言
二 実施

[A] 既に立法措置がある場合
略

(以上、四十二号掲載)

[B] 「条約」への加入検討過程で採用された立法措置
略

[C] 現行法の改正
略

[D] 「条約」加入後の新立法措置の採用
略

三 解釈

[A] 第四条 a

一、第四条 a 第一項の『流布』の意味

二、第四条 a 第一項の『煽動』の意味

三、第四条 a の他の項(40)

[B] 意見及び表現の自由への権利との関係
略

(以上、四十三号掲載)

[C] 第四条 b

一、ノルウェー並びにスウェーデン

二、白ロシア社会主義共和国並びにウクライナ社会主義国

三、オーストリア

四、ブラジル

五、ブルンジ

六、キューバ

七、ネパール

八、ニュージールランド

九、ウルグアイ

[D] 平和的な集会並びに結社の自由の権利との関係

一、デンマーク

二、オーストリア

三、トンガ

四、ベルギー

五、カナダ

[E] 留保
略

[F] 留保並びに解釈声明・宣言の効果
略

結論と勧告

(以上、本号掲載)

C 第四条 b

138 第四条 b の第一項は、『団体並びに人種差別的助長し煽動する組織的及びその他のすべての宣伝活動が違法であると宣言しつゝ禁止する』と規定する。

139 問題は第四条 b の第二項に規定されたこのような団体または活動への参加を処罰すること、すでに第一項の要件を充足するものか否かということである。このような団体並びに活動への参加を処罰すれば、実際は、このような団体の設立または宣伝活動を禁止することになるというのである。

一、ノルウェー並びにスウェーデン

140 この点を人種差別撤廃委員会は、ノルウェーの第四報告書 (CERD/C/22) の審議の際、議論し、総会に対する報告書の中に次のように記述した。

『条約第四条 b の実施について、ノルウェーの報告書によると、この国でとられている措置は一定の団体の存在に対してではなく、一定の違法行為に対してであるということが注目された。この点について、これで充分とする委員が一人あったが、他の委員は、条約は当事国に対して人種差別を助長する団体を禁止することを要求するものであるという見解であった。もしノルウェーがこのような禁止を憲法の中に入れていなければ、権利の衝突を解決するため最高裁判所の判決に示された論理はまた、結社の権利にも適用されるであろうという見解を示した』

点でなされるものか否か疑義を呈した』⁽⁵⁵⁾

142 最後に委員会は次のように述べた。

『条約第四条について、委員諸氏はスウェーデンの現行法制はすべての点でこの条文に完全に合致していないのではないかと懸念を表明した。ことにこの条文の b の定める要件については疑わしいとした。というのは、人種差別を助長する宣伝活動を処罰することはなるほどしているが、人種差別の目的を持つ団体を違法と宣伝することはしていないからである。委員達は、スウェーデン政府がさらに措置をとり、場合によっては条約第四条に合致するよう法律を改正することを期待するとした』⁽⁵⁶⁾

143 第四条 b は二つのことを厳格に要求している。すなわち、(一) 団体並びに組織的宣伝活動及びその他のあらゆる宣伝活動、並びに、(二) これらの団体または活動への参加を法律によって処罰されるべき犯罪として宣言すること、である。それ故、第一項を遵守しても必ずしも第二項の遵守につながることはない。逆もまた真である。

二、白ロシア共和国並びにウクライナ共和国

144 白ロシア共和国の刑法典第七一条、並びにウクライナ共和国の刑法典第六六条はともに、『國家に対する犯罪の刑事責任』に関するソビエト法の第一一条そのままである。

145 白ロシアはその第五定期報告書の中で、次のように述べている。

委員も一人あった。ノルウェー代表は委員会に対して、委員会で示されたさまざまな見解を本国政府に伝えるとともに、この際委員会がこの点をいかに重要視したかも強調することにすると述べた』⁽⁵⁷⁾

141 一方、人種差別撤廃委員会はその総会へ提出した報告書の中で、スウェーデン政府代表のコメントを、次のように紹介した。

『人種差別を煽動した団体のいかなるメンバーも、現行法で処罰される。またこのような団体の他のメンバーも恐らく共犯者として訴追されることになろう。従って、今日までのところ、ことに結社の自由についてのスウェーデンの伝統に照して、このような団体の結成を処罰するには及ばないと思われて』⁽⁵⁸⁾

『条約第四条 b の問題について、代表は条約の批准に先立ってスウェーデンの法制を研究するために設立された委員会の報告書に言及した(この際ことに、条約第二一条一項 d の要件について言及している)。この報告書に基づいてスウェーデン政府は、条約第四条 b を実施するために特別に法律を制定することは不要と判断した』⁽⁵⁹⁾

『スウェーデン政府代表は、以上の見解と質問の一部をコメントした。スウェーデン政府はスウェーデンの法制が条約第四条 b の要件を充足しているというのが事実であるとした。確かに問題の団体は違法と宣言されたり禁止されたりしてはいない。しかしそのメンバーシップは処罰される。これは重要なポイントである。代表は、スウェーデン憲法に対する修正がこの『白ロシア共和国の刑法典第七一条は次のように規定する。』

「人種的または民族的敵意や対立を煽動することを目的としたいかなる宣伝またはアジテーション、もしくは人種または国籍に基づく、市民の権利の直接または間接の何んらかの制限、もしくは市民に対する何んらかの直接または間接の特権の付与は、六か月以上三年以下の懲役刑または二年以上五年以内の流刑に処せられる」。白ロシア共和国の刑法典のこの条文の諸規定は団体と個人との双方に適用されるという意味で、あらゆる形態の人種差別撤廃条約の第四条 b の要件を充足している。人種差別を助長し煽動する団体が白ロシア共和国に存在しないし、存在し得るのは、このような活動のための社会的並びに法律的基盤が存在しないからである』

146 しかし人種差別撤廃委員会は白ロシア共和国の第六定期報告書を審議した後、総会に提出した報告書の中で次のように述べた。

『条約第四条 b の適用に関して若干の疑義が表明された。白ロシア・ソビエト社会主義共和国の刑法典第七一条は、人種差別を助長する団体の禁止を要請している第四条の諸規定を完全に充足しているとは言えないとする委員が若干あった。政府は人種的対立を煽動することを目的とした宣伝を処罰する規定を刑法典に持つ以上のことを行う必要がある。共和国には人種差別を助長する団体は存在しないと見なされ、条約によって國家は、いかなるこのような団体の結成をも現実に禁止される』⁽⁶⁰⁾

147 委員会は同じ様に、ウクライナ・ソビエト社会主義共和国

の第六定期報告書を審議した後、総会に提出した報告書の中で、刑法典第六六条は「条約」第四条bによって禁止されている団体をカバーしていない。しかしこれに対してウクライナ共和国の代表は、次のように述べた。

『刑法典第六六条の規定はすでに条約第四条のすべての要件を充足している。市民は共産主義を建設する目的に則って設立された団体だけに参加する権利を持っている。それ故に、人種差別に基づいている団体は結成を認められない。さらにどんな団体も登録されるものとされ、また活動を行い、憲法に則ってそのような活動を指揮するためには許可を要することを要する』⁽⁶⁾

148 以前に委員会には以下のように報告している。

『刑法典第六六条は、人種的または民族的敵意や対立を煽動することを目的とした宣伝もしくはアジテーションについて規定する。しかし、条約第四条bのすべての要件を充足しているとは思えない。このような行為を行う団体を違法と宣言し、禁止し、またこれらの団体への参加を法律によって処罰されるべき犯罪であることを認める義務は、刑法典第六六条によって充足されてはいない』

『条約第四条bに関連して、ウクライナ共和国の代表は、人種差別を助長し、煽動する団体を違法と宣言しまた禁止する特定の立法措置はないが、ある種の団体は自動的に憲法第一〇三条と刑法典第六六条の対象となる』⁽⁶⁾

三、オーストリア

に、出席者は直ちに集会場を離れ、解散する。

(二) 命令が従われない場合は、解散は実力によって実行される。

第二四四条 いかなる団体も、この法律の各条の規定を侵犯する決議を採択、あるいは指令を出す場合、その団体の憲章に規定された行動の範囲を逸脱する場合、もしくは、その他の何んらかの点で、その合法的存在のための条件にもはや一致しない場合は、解散されうるものとする。

刑法典の秘密結社の結成の禁止については、次のような規定が存在する。

●許可の取消または解散の後に団体の結成を試み、会員を募集すること、並びにこのような団体の活動を継続すること。

第二九七条 許可が取消されている、あるいは、以前存在していたものの当局によって解散されている、また一般的に当局によって解散されている団体の活動が禁止されているにもかかわらず、団体結成を試み、会員の募集を行う場合は、重度の軽犯罪として拘禁並びに重犯の場合は三カ月以上六カ月以下の重拘禁に処せられる。但し行為が第二八六条並びに第二八八条のより厳しい規定に該当する場合は、この限りではない。

●このような団体への参加

第二九八条 その団体の結成に対する許可はおりなかった、もしくは解散が当局によって命令されたという事実にもかかわらず、団体のために会費を払い続けるとか、その他の奉仕を行っている続ける、集会に出席する、あるいは団体のために自分の家屋

149 ところで、第四条bの第二項はすでに同じ第四条aによってカバーされているという主張もある。

150 オーストリアはその第三定期報告書(28 July 1977, CERD/C/19)で、『人種差別主義に則った宣伝に関して、第四条bにおけるこの要件は、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第四条aに含まれる特別のケースである』と述べた。

151 一九五一年の結社に関する法律は以下のように規定する。

第六条(一) 当該結社がその目的または組織によって、違法、不法あるいは国家に対して危険である場合は、州知事はその結成を禁止することが出来る。

第二〇条 決議または指令が刑事法規を侵犯するものであったり、あるいはその内容または形式によって立法府または政府のいかなる部門の権限でもこれを侵害する場合は、その団体はこれら決議を採択したり、指令を出したりすることは出来ない。

第二二条(一) この法律の規定に違反して団体の集会が開かれる時は、集会は禁止され、必要な時は当局によって解散される。

(二) 同じように、合法的に招集された集会は、違法行為が集会中に入った場合、その団体の憲章に規定された行動範囲を逸脱するようなトピックスが討論されている場合、あるいはその集会在公の秩序を脅かすような性格をおびている場合は、当局の代表によって、あるいは、そのような代表が集会に送られない場合は当局それ自体によって、解散されるものとする。

第二二条(二) ある団体の集会の解散が宣言された後は速かまたは住居を提供または賃貸するような形である団体へ参加する者は何人も処罰される。

このような参加は軽度の軽犯罪として、二万五〇〇〇シリング以下の罰金、あるいは一カ月以上三カ月以下の拘留に処せられる。

一九四七年二月六日の憲法令で改正された一九四五年五月八日の憲法令は、ナチ党の禁止に関するものである。これは、ナチ組織を維持しようとする者を法律によって処罰するほか、その様な団体を結成する者、あるいはその発展に加担する者、あるいはその様な団体または結社に参加する者、あるいは、書面の形式で何人かを以上の違法行為を行うよう勧める者は、法律によって処罰される。(第三條a, b, c, d, e, f, 並びにg)。

152 人種差別撤廃委員会はその報告書の中に、次のように述べた。

『条約第四条bの実施状況は、審議された報告書の第三章に記述されており、これを満足であるとした委員が若干あった。しかし他の委員は、オーストリアの法制は、人種差別団体並びに組織的活動を「違法と宣言」し「禁止」していないということにおいて、条約の定める要件に合致しない。一部の委員は、報告書がカバーする期間に、オーストリアの関係当局が人種差別を助長する団体を処罰するために、これらの立法措置を活用したことがあったか、並びに、条約第四条bによって禁止された団体があったかどうか質した。前の報告書に言及されていたケルトナー・ハイマツトディーンスト会について、特に質問

があった。オーストリア政府代表は、政府は条約第四条bの規定を、人種差別を助長、煽動する団体を解散しもしくは結成を阻止する権限を国家は有していると理解している。しかし、このような事実もないのにこのような団体を違法と宣言することは不可能である⁽⁶⁵⁾』

四、ブラジル

153 ブラジルの第六報告書 (17 July 1979, CERD/66/Add.1) の中で、次のように述べている。

『六 違法な目的(例えば、差別的宣伝の流布)を持つ市民団体の設立を防止するため、一九七三年二月三十一日の法律第六〇一五は市民団体の公の登録を定めて、次のように規定する。

法律第六〇一五号

第一一六条 法人が違法な活動を行うものである、あるいは、公共の福祉、国家並びに社会の安全、公的・社会的秩序、道徳並びに確立された常識のスタンダードに違背し、侵害し、あるいは危険を及ぼすような目的を有し、あるいは関係状況がそのようであることを明示する場合は、その法人の定款は登録を許されない。

この条文にカバーされる動機の何れかが公式の通信あるいは何んらかの当局からの訴えによって、登録係官が注意するところとなった場合は、登録手続は中止され、本件は、裁判官による判断のため裁判所へ送付される』

154 人種差別撤廃委員会は、次のように述べた。

『目的は合法と宣言されたが、ある団体が後になって他の種類の活動、ことに人種差別を煽動するような活動を行うようになった場合はどうなるのか、と質した委員一人があった。このような団体は、当局あるいは個人の要請で禁止することが出来るものかを明かにすることが必要である。条約第四条bは、人種差別を煽動する団体への「参加」を処罰されるべき違法行為とするが、しかし法律六〇一五号は、このような参加の処罰は規定していない。ある団体が登録を終えた後、違法行為を行うという意思が明かになった場合には、解散せざるのであろうかという点が問題になった。また、このような活動に対する援助と財政的支援も処罰されるのかという点も質された。また人権擁護審議会の最近の活動並びに裁判所の判決を下したケースを選び出して報告するよう要請された』

155 ブラジルの第七定期報告書 (CERD/C/91/Add.25) は、次のように記述している。

『団体の登録について、法律第六〇一五号の第一一六条によって、登録は団体の目的が違法とされた後は禁止される。ある団体が憎悪並びに人種差別の煽動行為を行う場合は、法律第六六二〇号の第三六条(V)が適用される。この規定は、一年以上二年以上以下の重い懲役刑を規定する。さらに、煽動によって重大な身体傷害あるいは死亡という結果が生じた場合は、処罰は八年以上三〇年以下の重い懲役刑となる。刑をどの位重くするかは決定は、裁判長の権限である。

これらの刑罰とは別に、団体がその慣行を理由として起訴さ

している。

『一九五九年五月八日の命令によると、平和あるいは公の秩序の破壊をもたらす、あるいはもたらす恐れのある団体を解散することが出来るというところである。しかし命令は、このような団体を事前に禁止するものではない、という点がまた注目された。それ故、次の報告書が、特に条約第四条a並びにbの規定を実施するために今後とられる立法措置を紹介することが、希望された』⁽⁶⁵⁾

六、キューバ

157 キューバ憲法は次のように規定している。

第五三条 集会の権利、デモをする権利並びに結社の権利は、マニニアルとインテルクチュアル双方の労働者、農民、婦人、学生、それに労働階級の他のセクターの人びとによって享受される。これらの目的のために、必要な手段がこれらの人びとに提供されなければならない。社会的並びに大衆の団体は、それらの活動の発展のためにあらゆる便宜を与えられ、その活動においてはそのメンバーは、イニシアティブと批判の権利に基づいた、言論と意見の自由を完全に享受するものとする。

第六一条 市民が享受する自由は一つとして憲法の規定並びに法律あるいは社会主義国家の存在と目的または社会主義と共産主義を確立するというキューバ人民の決意に反する方法で行使されてはならない。この原則の違反は処罰される。

158 その第五報告書 (14 April 1981, CERD/77/75/Add.2) に

れた場合、この団体を登録より抹消するように求めることが出来る。人種差別的目的のどんな団体も、登録の有無とは関係なく、違法である。この憲法第一五二一条二七項並びに二八項によると、これは憲法上の保障である。

二七項 すべての人は非武装で集会することが出来る。当局は秩序を維持する目的以外でこれに介入することは許されない。法律によって、当局による事前の通知と集会場所の指定が要求される場合を決定することが出来る。

二八項 合法的目的のための結社の自由は保障される。司法機関の決定による以外に団体の解散はない。』

五、ブルンジ

156 ブルンジの第二報告書 (31 December 1980, CERD/C/63/Add.1) は、一九五九年五月八日付の命令第一一〇三三三号の第二条をそのまま紹介している。これは「条約」第四条bを実施するためのもので、次の通りである。

『州知事は平和あるいは公共の秩序の破壊をひきおこす、あるいはひきおこす恐れのある活動を行ういかなる団体も、解散させることが出来る。……ある団体を解散する、あるいは活動を中止する決定が発効した後、この団体の宣伝あるいは支援に参加する、その集会に出席する、あるいはその活動を援助する者は何人も、二カ月以下の重懲役並びに二〇〇〇フラン以下の罰金、もしくは、このどちらかの刑罰にのみ処せられる。』

総会に対する人種差別撤廃委員会の報告書は次のように記述

において、キニエバ政府は、以上の憲法の規定を引用した後、次のように述べている。『従って、人種差別を唱導する結社や団体の設立は憲法違反であり、また、憲法第四二条によって特定された禁止の対象となつてゐる以上、違法行為である。』

159 キニエバ政府はその第三報告書(27 June 1977, CERD/C/R.98/Add.4)の中で、以下のものに述べられてゐる。

『これらの規定の侵犯に対する処罰は、社会的保護法典の次の条文に含まれてゐる。

第二一九条 集会やデモは、(三)この法典あるいは特別法に規定された何んらかの違法行為を行う目的で開催された場合は、違法とされる。

第二二四条 この法典あるいは特別法に規定された何んらかの違法行為を行つてゐる集会またはデモに参加する者は、当該違法行為を対象として規定されてゐるところに従つて、処罰される。

第二二七条 団体は、(三)その目的がこの法典または特別法によつて処罰されるべきなんらかの違法行為を行うものである場合は、違法とされなければならない。

第二三二条(A) 違法な目的のため結成された団体のプロモーター、オルガナイザー、指導者または指揮者は、一年以上六年以上の自由剝奪刑に処せられる。このような団体のメンバーに つつては、期間は一年以上三年以下とされる。

160 人種差別撤廃委員会は総会に対する報告書の中で、次のように述べてゐる。

『ネパール憲法は個人の権利の保護の規定を置いており、この中には、言論と表現の自由、政党政治的意図を持たない団体並びに結社を結成する権利、並びに自己の宗教を告白する権利を含んでゐる。条約のいかなる規定も、ネパール憲法の規定と両立しない立法措置またはその他の措置をネパールに要求したり、あるいはこれを認めるものと解されな。』

ネパール政府は条約第四条を以下のように解釈する。条約第四条は条約当事国に対して、この条文のa、b並びにcにカバーされる分野においてさらに立法措置をとることを要求するものであるが、これはネパール王国政府が、世界人権宣言に具現された原則に留意して、これらの分野における現行法並びに実行に何んらかの立法措置を追加あるいはこれを改正することが、第四条のはじめの部分に特定された目的の達成に必要なとされる限りにおらうと見做す。』

152 しかしネパールはその第二報告書(19 June 1974, CERD/C/R.65/Add.2)の中で、次のように述べた。

『人種差別問題は存在しないが、ネパール王国政府は、人権侵害行為と人種差別行為を重く処罰するための特別の立法措置を検討中である。』

163 またネパールはその第五報告書(25 June 1981, CERD/C/R.65/Add.6)の中で、「条約」第四条bに関連して、次のように述べた。

『一、ネパールには人種的優越の哲学を持つ団体は存在しない。憲法は異つた階級、宗教並びに人びとの人種の違いをのり

』一部の委員は、キニエバの第三定期報告書にのつてゐる情報は、前の報告書の情報と共に、キニエバでは第四条の強行的要件が完全実施されているという意見であつた。第四条bについては、報告書に引用されている結社に関する法律の規定は、人種差別を助長し、煽動する団体並びに宣伝活動がキニエバでは違法と宣言されてゐるのかどうかを、明らかにしてゐない。また、社会的法的保護典第二二四条の諸規定はこの法律または特別法に規定された何んらかの違法行為が行われてゐる集会またはデモに参加する者は、当該違法行為について規定されたところに従つて処罰されると規定するがこれはその適用範囲において行きすぎではないかと指摘された。しかし他方、この条文が処罰を差別的に行うものではない限り、これに反対することは出来ないという主張もあつた。他の当事国からの報告を委員会が審議した際、次のような見解の表明のあつたことも報告された。条約が人種差別を助長し煽動するすべての団体を違法と宣言し、禁止する以上、人種差別を助長し、煽動することをその目的として公言してゐる団体を違法と宣言し、禁止することは十分ではない。すべての人種差別団体は人種差別の助長と煽動をその目的として公に認めてゐるか否かにかかわりなく、これらの要件は適用されるということは、明白である。』

七、ネパール

161 ネパール王国は一九七一年一月三〇日に「条約」に加入した際、次のような宣言をした。

こゝで調和のとれた社会の形成を強く支持してゐる。

二、ネパール憲法第一七条によると、基本権は団体並びに結社を結成する自由を含んでゐる。しかしこれら基本権は、異つた階級または職業の人びと、あるいは異つた地域の人びとの間に良好な関係を維持するため、これらの自由を制限を課すことが適切であるということになつた時は、これらを制限することが出来る。

三、一九四九年の結社または集会に関する法律は、異つた人種、ネパール市民の間に憎悪、敵意、悪意または不和をかもす目的をもつた、人びとのいかなる大会または集会の開催、もしくはいかなる団体の結成を制約する。

164 これに対応する法制は以下の通りである。

● 人びとの集会と団体に關する法律二〇〇五号
以下目的を有する集会または団体はその存立は認められない。

田 ネパールのカースト、人種、人びとの間に憎悪、悪意、敵意、不利をもたらすことを意図してゐる場合
M 友好国に対する敵対心をつくり出す意図をもつてゐる場合

● 予防拘禁法二〇一八号(一九六二年)

第三条 命令を出す権限

(一) 政府は次の点について何人に対しても不利な効果をもたらす何んらかの行つてゐることを必要と「思料する場合は、本条の(二)に従つて命令を出すことが出来る。

- c ネパール王国と他の国の間の友好関係
- d 異った階級または宗教の人びとの間の友好関係

(二) (一)に従って、命令は次のことを述べる事が出来る。

- a そのような者を拘束する。
- b そのような者がネパール王国内のどのような所にも住むことを禁止する。
- c 命令が指定する、ネパール王国内のある所に住むこと、並びに、その人が指定された地に住まない時は、改めて命令が指定する所に、所定の時間内に住むこと。』

165 人種差別撤廃委員会は、総会に対する報告書の中で次のように述べている。

『条約第四条に関しては、ネパール憲法並びに他の立法措置が言及された。そしてこれら法律は、条約第四条によって要求されている人種差別の予防のための特定の措置に対する明確な言及を含んでいないことから、第四条の定める要件を部分的にしか充足していないとされた。報告書に引用されている立法措置よりみると、ネパール政府は、人民のさまざまな集団の間の調和のとれた良好な関係を乱す怖れのある人種差別行為を規制するための広範な権限を持っていたように見える。しかしネパール政府はなお、第四条の規定に十分に合致するためさらに立法措置をとるため、条約に則った約束に照して、問題の一連の規定を詳細に検討することを要請される。』

八、ニュージーランド

六五年一〇月二五日)に見解表明を行ったが、これは留保としての効力は持っていないと、委員会は判断した。条約第四条aの実施とbの実施の間に一貫性のないことも、指摘された。すなわち、集会和結社の自由は、思想と表現の自由よりも神聖であることを意味するものではない。』

168 ニュージーランドはその第二報告書 (24 February 1976, CERD/C/R. 77/Add. 7) に次のように立場を、次のように表明した。

『ニュージーランドの第一報告書の第三四項 (p. 118 of CERD/C/SR. 181) に于いて、人種差別撤廃委員会の委員長のコメントに対しては、ニュージーランドは人種差別団体そのものを違法と宣言しているのではないが(その理由は、条約第五条並びに世界人権宣言に明記されているように) 総会公式記録、第三〇会期、第三委員会 A/C. 3/SR. 1318)、結社の自由への権利を我々は堅持するからである)、ニュージーランドの刑事犯罪法第一九〇八号の第八一条が、異った階級または人びとの間に、敵意または悪意を挑発し、公共の安全を脅かすことを、いかなる個人または団体についても違法行為と宣言していることが注目されるべきである。それ故例えば文化的活動への参加を目的とした一人種の人びとの集会は禁止されないとしても、このような人びとが我々の社会における他の人種に対して、または他の人種の間で敵意や悪意を生ぜしめたり促進することは、明らかに違法である。』

169 委員会は総会に対する報告書の中で次のように述べてい

166 ニュージーランドは一九七二年一月二日に「条約」を批准したが、この際、留保も宣言も行っていない。しかしその第一報告書 (December 1973, CERD/C/R. 50/Add. 8) の中で、次のように述べている。

『国連総会第二委員会の一九六五年一〇月二五日の第一三二八会合において条約第四条が採択された際、ニュージーランド代表は、第四条は全体を一つとして理解すると述べた。ニュージーランドは採択について賛成票を入れたが、それは第四条の導入部の終りに「留意して」の一句が入ったことによつて、条約第五条並びに世界人権宣言に規定されている権利に充分配慮して、この条文を適用することが出来るという理解があつたのである。ニュージーランド代表のこの理解の仕方の表明は何んのチャレンジも受けていない。人種関係法第二五条は、この理解の線にそつて、条約第四条bに規定されている約束を実施に移すものである。結社の自由への権利に留意して、第二五条は人種差別団体を違法とはしていない。しかし、いかなるこのような団体の活動をも規制し、これらを全く無能力にするための手段は用意している。しかしまた第二五条を發動して訴追したという例はない。』

167 以上の見解表明をコメントして、人種差別撤廃委員会は、総会に対する報告の中に次のように記述している。

『人種関係法は、条約第四条bに規定されているところに従つて、人種差別団体を違法と宣言することはしていない。ニュージーランド代表は国連総会第三委員会の第一三二八会合(一九

る。

『(b) 一九〇八年のニュージーランドの刑法典第八一条は、「いかなる個人または団体についても、これらが異った階級または団体の間に、公の安全を脅かすような敵意または悪意を惹き起こすことを違法行為」と宣言していることに注目して、条約第四条bは、人種差別団体もまた「違法で禁止されるもの」と宣言されなければならないことを要求していると指摘した委員が若干あつた。現状ではニュージーランドの関連の刑法規定は、二つの点において、条約第四条bの要件を充足してはいない。「公共の安全」が危険に陥っている場合だけをカバーしており、また、団体の一定の活動を違法と宣言し、禁止するが、しかし、違法行為団体それ自体を違法と宣言し、禁止するものではない。さらに団体の二つのタイプの間に混乱があるように思われる。つまり、単一人種団体と人種差別に従事する団体である。条約第四条bは、単一人種団体であると複合人種団体であることを問わず、人種差別を助長し、煽動するすべての団体に適用されるというのが、委員会の大勢であつた。』

170 ニュージーランドは再びその第三報告書 (10 May 1978, CERD/C/37) の中で、次のように述べた。

『これらの規定を実施するためには、認められている自由をある程度は制限することが必要であるとされた。しかし、ニュージーランドにおける問題に関する限り、制限を、ことに結社の自由について課することは正当化されないと考えられた。このような制限は受け入れられるということはとてもありえない。』

第四条の文言から明白なことは、この条文を実施するためには、条約第五条並びに世界人権宣言に明記された諸権利に国家は留意しなければならないということ、この条文が要求しているということである。ニュージーランドの立法原則と伝統を慎重に検討した後、異った人種間の対立を助長するような団体を規制するもつとも適切な方法は、その活動を禁止することであるという結論に達した。

人種関係法第二十五条は、個人に対してのみではなく、団体並びに法人団体にも適用される。従って、第四条b)によって考えられているようなタイプの団体の活動を完全に無効にしてしまふ措置を備えている。もし口頭もしくは書き物の形で、人種差別宣伝を流布するようなことがあれば、いかなる団体と云えども、第二十五条を明らかに侵犯するものと言えよう。いろいろ他の理由もあろうが、第二十五条の存在は、このような団体の設立を阻止するため有効である。

第二十五条の実効性は、以記の六二一六六項に言及されている最近の訴追の例で支持される。』

177 人種差別撤廃委員会は以上の陳述に対して、次のように述べた。

『条約第四条b)に関連して、次のように述べた委員があった。異った人種間に敵対関係を助長するような団体を規制する最も適切な手段は、団体そのものというより、その活動を違法と宣言することであるとニュージーランド政府は考えている。これらの委員はしかし、何故に政府は違法行為だけを処罰し、

ものである。

ウルグアイの法制をもっと詳しくみると憲法第三九条は以下のように規定する。「いかなる目的かを問わず、すべての者は結社の権利を有する。但し、法律によって違法と宣言されている結社の権利は否定される」

違法な結社の概念は、上記の転覆を目的とする結社に加え、憲法第七二条に規定されている民主共和的政府形態に反する思想を流布する結社を含んでいる(このような団体は、一九四〇年六月一八日の法令第九九三六号に規定されている)。

178 報告書を審議した後、委員会は以下のように述べている。『第四条に関しては次のような指摘がされた。条約第四条に則って刑法典を改正するための法律案が作成されたが、この法律案はまだ採択されるまでには至っていない、とウルグアイ政府は一連の定期報告書の中で度々述べている。法律案を採択するということは政府の関心事ではなく、立法府の関心事であるという主張している。しかし、国際的義務を遵守するということは、国家の責任であるということが強調された。この点に関連して、報告書は条約第四条a)並びにb)は現行刑法法によって充分に遵守されているものの、法令第一〇二七九条は、この条文が予想しているすべてのケースをカバーするものではない、という指摘がなされた。政府が刑法典を改正するための法律案を作成することが必要であると考えているという事実そのものが、現行法は条約の要件を充足していないということを示している。法律案のテキストが第四条に合致するように刑法典を改

そのような活動の根源をたたないのかと質した。ニュージーランド政府は、言論の自由より、結社の自由により重要性をおいているように思われる。しかし、一方で団体そのものの存在を許しながら、他方で人種差別団体のメンバーをその活動を理由に処罰することは、不適切な規制方法であると思われる。従って、政府は条約第四条b)を完全に遵守して、このような団体も解散出来るようにするための立法措置をとらなければならぬ。』

九、ウルグアイ

172 ウルグアイの第七定期報告書(CERD/C/91/Add.9)は次のように述べている。

『一九四二年一月一九日の法令第一〇二七九号については前の報告書に言及がある。第六条(J)は、次のように述べる。

転覆活動団体

(J) 人種的紛争または憎悪をかきたてる、または醸成するような団体、単位、組織または集団を助長、結成または組織または指揮するいかなる者も、一〇カ月の勾留から五年の懲役判決に処される。このような団体活動に参加する者は何人も三カ月以上五カ月以下の勾留判決に処される。』

この立法措置自体、公共の秩序に対する違法行為に関する章の第一四八条と第一四九条において違法行為と考えられる行為、法律を犯すことの煽動、並びに階級間の憎悪を醸成することの唱導に対する処罰を規定している刑法典の規定を補完する

正するものを委員会が確認出来るために、このテキストを委員会に提出するよう求められた。ウルグアイの立法府が、条約当事国としてのウルグアイの義務に則って法律案を採択出来るようにとの希望を、委員会は表明した。

ウルグアイ政府代表はどのような逆行をも阻止するための措置がとられなければならないという点で、委員会の大方の見解に同意した。この理由から、ウルグアイ政府は、刑法典を改正することを目的とした法律案を作成した。委員会は、人種的憎悪を助長するための団体を結成するようないかなる試みも、処罰の対象となるという点を信するものである。たとえ小さな団体によるものでも、人種差別を煽動する試みを処罰する、特別の規定が存在している。』

D 平和な集会並びに結社の自由に対する権利との関係

一、デンマーク

174 デンマークはその第四報告書(15 March 1979, CERD/C/48/Add.2)の中で、次のように述べている。

『……ある結社が合法か否かは、公的機関によってその結成許可が事前に出されているかどうかによって左右されることはない。この点は、憲法が「結社の自由」に関して規定している保護の最も重要な点である。他方市民は、「合法的」目的のためのみ結社を結成することが許されている。つまり憲法は、

違法な目的のために結成された結社を法的に保護しないこととしていのである。従って、このような結社の解散のための法規を制定することは可能で、このような結社の結成並びにこれへの加入は犯罪とすることが出来る。』

『条約第四条bの最終条項に関しては、ある結社が政府によって当分の間禁止された、あるいは裁判所によって解散された場合、その結社の活動に引き続き参加する何人に対しては処罰を科し得よう。』

175 人種差別撤廃委員会は、総会に対する報告書の中で、次のように述べた。

『条約第四条について、デンマークの法制はこの条文の諸規定を完全に充足していないというのが、委員会の各委員の見解であった。』

二、オーストリア

176 オーストリアは「条約」の批准に際して、特に「条約」第四条bについての解釈宣言を行い、『平和な集会と結社の自由への権利は、妨げられぬ』とした。オーストリアはその第三報告書 (28 July 1977. CERD/C/19) の中で、次のように述べた。

『あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の規定に基づく義務は、このような団体または活動を違法と宣言し、禁止する一般的法律を制定することではなくむしろこのような団体または活動が現実存在するような特定の場合に、これを違法と宣言し、禁止することが出来るように、適切な立法措置

を用意することである。このような規定は、オーストリアの法制に存在している。すなわち、

人種差別撤廃条約を実施するための連邦憲法令第一条によって (チキスト) については CERD/C/R. 77/Add. 4. p.2) となる形態の人種差別も禁止される。

結社に関する法令第一条一項は (チキスト) については Annex E to CERD/C/R. 69/Add. 1) / その目的ある又は設立が違法または不法、または国家に対して危険であるような結社 (または団体) の設立を禁止する可能性を規定している。それ故、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約を実施するための、すでに述べた連邦憲法令と共にこの法規の活用によって、人種差別を助長し、煽動する目的を持つ団体の結成を阻止することは可能である。

このような団体もまた禁止されよう。何故なら、ある結社 (団体) は、もしその法的地位に関する諸条件をもはや充足しない場合は、解散されるからである。合法的目的並びに合法的設立が、あらゆる団体の法的地位のための条件であることから、この要件に合致しない団体は、禁止される。』

177 人種差別撤廃委員会は、オーストリアの第五定期報告書を審議した後、総会に対する報告書の中で、次のように述べた。

『条約第四条に関して、人種差別を煽動する団体の禁止に直接関係する立法措置についての情報がさらに要求された。委員の一人は、報告書の中に言及されている処罰規定に条約第四条 a 並びに b が十分に生かされていないという見解であった。こ

の委員はまたこの条文についてオーストリアが行った解釈宣言は、第四条の完全遵守に対する障害として使われることはないだろうかと質した。

条約第四条との関連でオーストリア政府代表は、団体の活動が明かに法律に違反することが判明した場合にのみその団体の活動を禁止するというのが政府の一般方針であると述べた。』

三、トンガ

178 トンガの場合は、第四条bを実施するための立法措置は全く存在しない。

179 トンガの場合は、「条約」第五条に関して留保をしているにすぎない。第四条については次のような解釈宣言を行っている。

『トンガ政府は、条約当時国に対して、第四条 a、b 並びに c にカバーされる分野にさらに立法措置をとることを要求するものと解釈する。但し政府が世界人権宣言に具現された諸原則並びに条約第五条に明記された権利 (特に意見、発表の自由に対する権利、並びに平和な集会、結社の自由に対する権利) に留意して、これらの分野における現行法と実務に立法措置の追加あるいはそれらの改正が必要である限りにおいてである。』

180 トンガの第二報告書 (28 October 1976, CERD/C/5) は「留保」(上記参照) に注意を喚起して、次のように述べている。『現在のところトンガは、これらの分野において現行法や実務に立法措置の追加あるいは改正が必要とは考えていない。』

181 人種差別撤廃委員会は、総会に対する報告書の中で次のよ

うに述べている。

『トンガの報告書は度々、条約への加入の時に行った留保と解釈宣言について述べている。これらが第四条と第五条の実施に関しているところから、これらの適用範囲と効果をめぐって、多くの議論がなされた。条約第四条については、トンガが加入の時に行った宣言は、解釈宣言であって留保ではないという結論を裏付けるように表現されており、国連事務総長もこれを解釈宣言として分類しているということが注目された。

条約第四条は強行的性格を有しており、トンガ政府の考え方は反対にその法制がこの条文の a 並びに b の要件をまた充足していないすべての当事国は、これらの規定を実施するための明確な立法措置を行う必要があるというのが、委員会の一致した立場であることが強調された。』

『委員会はトンガの第三定期報告書の中に、トンガでは一般的に法改正を審議している委員会があり、これが、「人種的偏見を刑事犯罪と名付ける」規定を入れることによって、刑事犯罪法を改正する提案を審議するよう要請されるであろうという旨の記述に注目した。』

委員会は、委員会がこの国の定期報告書を審議した際に出した見解にもかかわらず、条約第四条の実施のためにトンガにおいて特定の立法措置はとられていないことに、注目した。一部の委員は、刑事犯罪法第四六条と第四七条は、条約第四条の要件を充足すべく拡大されるべきで、トンガ政府は、この条文の実施についての解釈に関して行った宣言を再考すべきであると

いう見解であった。委員会は再度、トンガ政府は第四条の完全な実施を保障するための拘束力ある立法措置をとるようにとの希望を表明した。』

四、ベルギー

182 ヘルギー政府は一九七五年八月七日に「条約」を批准した際第四条の解釈と、この条文の平和な集会と結社の権利との両立性について宣言を行って、次のように述べている。

『あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の諸要件を充足するために、ベルギー王国は、この条約の当事国となるについて引きつける義務にその法制を適合する用意がある。

ベルギー王国はしかしながら、条約第四条は、そのa、b並びにcに規定されている措置は、世界人権宣言に具現されている諸原則並びに条約第五条に明記されている権利に留意して行われなければならないと規定している事実を重要視している旨、強調したい。ベルギー王国はそれ故、第四条によって課せられた義務は、意見並びに表現の自由への権利、並びに、平和的集会と結社の自由への権利と両立したものでなくてはならないと考える。これらの権利は、世界人権宣言の第十九条並びに第二〇条に宣言されており、また、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第十九条と第二一条にも再確認されている。また人種差別撤廃条約第五条d(Ⅷ)並びに(Ⅸ)にもまた規定されている。

ベルギー王国はまた、人権と基本的自由保護のためのヨーロ

ッパ条約に打ち出されている権利を尊重することを重くみているということも、強調したい。特に、意見と表現の自由並びに平和な集会と結社の自由を各々扱っている第一〇条と第一一条について然りである。』

183 ヘルギーの第二報告書(9 October 1978, CERD/C/16/Add. 2)は、この点についてヘルギーの立場を説明している。

●人種差別主義に基づいた団体の禁止

『人種間優越主義に基づく団体の禁止、このような団体の特性、並びにこれらに対して現在とられている措置についてのヘルギーの考え方についての報告が求められた。

すでに述べた通り、また、ベルギーが批准書を寄託した時に行った釈明宣言に明らかな通り、ベルギー政府は、差別並びにそのような差別が平等の立場における人権の享受あるいは行使に及ぼすであろう不利な効果に対する闘争のための諸要件は、出来る限り意見と発表の自由並びに平和的な集会と結社の自由への権利の諸要件と両立したものでなくてはならないと考える。

すでに指摘されたように、ベルギー国民の圧倒的多数は思想というもののいかなる検閲にも反対している。それは、特に、特別の場合に恐らく正当視されるであろう法律が、よりあいまいな、さらには全く容認され得ない状況に適用される可能性があることを知っているからである。従って、過度の自由の方が結局は、濫用の危険のある制限より好ましいと考えている。議会でこの諸提案も、一般的に、これらの点について慎重に対処す

ることの必要性を強調している。極端な措置は活動を地下に追いやり、従ってこれらの規制をもっと困難にすると思われるからである。最後に、科学的見解の単なる表明であらうところのものと、反対に容認し難い違法行為を構成するであらうところのものとの間に、明確な線を引くことは容易ではないであらう、との危惧が表明された。この理由から政府はその予備的法律案では、明らかな違法行為を行う人びとと「人種差別」団体の個々のメンバーに対する措置の採用のみを考え、このような団体自体の禁止は考えなかった(何れの場合も、最終結果は事実上同一とならう)。法律案の改正草案はまだ審議中である。最終的判断は議会のすることである。関係当局は、委員会において表明された見解について、正しく知らされている。』

●人種差別的傾向を持つベルギー人の集団

184 人種差別撤廃委員会は、その総会に対する報告書の中で、以下のように述べている。

『条約第四条について、ベルギーに存在する人種差別あるいは「ナチ」団体の活動は地下に潜行するであらうから、規制が困難になるので、これらの団体に対する極端な措置は回避されなければならないという旨の、報告書の中の見解は理解に苦しむところである、とされた。委員会は常に、第四条の諸規定を当事国は絶対的に実施しなければならないという立場を堅持してきた。この立場がベルギーの立法担当者に伝えられることが、希望された。委員会は、ベルギーが条約第五条の権利と自由、ことに意見と発表の権利並びに平和な集会と結社の権利へ

の自由を尊重していることに、何の疑いを持っていない。しかし、世界人権宣言の第二九条二項は、他人の権利及び自由の尊重を保障するための制限を規定している。この点に関連してベルギーの人種差別団体の存在は他人の自由を制約せんとするものであって、この件は条約の諸規定によって解決されなければならない、と指摘された』

五、カナダ

185 カナダの場合は、批准の時に留保も解釈宣言も行われていない。しかし、「条約」第四条を実施するための立法措置はない。

186 人種差別撤廃委員会の報告書は、次のように述べている。『幾人かの委員は、報告書の中に「カナダは団体の活動を規制するということに約束するが、この場合団体を違法と宣言する方法を好む」と記述されているのに対して、コメントを行った。条約に基づいて、当事国は条約第四条bでカバーされる活動または団体を規制することを約束しただけでなく、団体自体を違法と宣言し、禁止することを約束していることが、想起された。』

条約第四条bの適用に関して、カナダ代表は次のように述べた。『カナダ政府によるとこの規定は、世界人権宣言に具現された諸原則への明確な言及をしている。この条文の他の部分に照らして解釈されなくてはならない。宣言の第十九条と二〇条は、意見、発表、集会及び結社の自由を保障していることからして、要件が互いに相容れないという場合も考えられよう。こ

のような場合には、しかしこれらを両立させるための努力が行われなければならない。これ故にこそ、カナダは第四条bによってカバーされる個々の場合は、それぞれの内容に即して検討されなければならないと考えるのである。』

『さらに、条約第四条bに従って、人種差別を助長し、煽動する団体を違法と宣言し、禁止するために、直接的な立法措置はとられていないともされた。この点に関連して、カナダ代表はその第四定期報告書の委員会による審議に際して、カナダ政府は、人種差別的性格の団体に対しては、予防措置をとるというより、必要が生ずる度毎に措置をとるという方式の方を選択したと述べたことが、想起された。それ故、これらを禁止することに特定された立法は不要である。この件についての報告がさらに求められたところから、第四条bに關してのカナダ政府の現在の考え方はどうか質問された。

第四条bの実施のための立法措置に關する質問に答えて、カナダ政府代表は、本件をカナダに適用している立法システムの形態に照らして考察することを委員会に要請し、人種的優越または憎悪、あるいは人種差別の煽動を流布する企てが起るまで、カナダ国民は、立法措置は不要と考えるであろうと述べた。』

E 留保 (略)

F 留保並びに解釈説明または宣言の効果 (略)

『そのような差別のあらゆる煽動又は行為を根絶することを目的とした迅速かつ積極的な措置をとること』を約束するとしている。

218 しかし、第四条a及びbは自由裁量的ではなく、強行的なものである。第四条は次のように言っている。当事国は第四条に従って、同条aに列挙された一定の諸行為を『法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する』のであり、また同条、bに要求されているように、『人種的差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及びその他のあらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ禁止する』、並びに『それらの団体又は活動への参加が法律によって処罰されるべき犯罪であることを認める』のである。

219 第四条は(導入部をみよ)、一般的に言って、人種差別またはこのような差別の煽動の根絶を目的としており、そのa及びbは、主として人種差別の煽動、または助長及び煽動に対して向けられている。

220 『条約』第四条a及びbの要件のすべてをまだ充足していない国の多いことは、明らかである。これは先ずもって、自分の国の管轄権下に限り人種差別は存在しないとする若干の国があるためである。

221 しかし、万が一自分の国の管轄権の範囲では人種差別は存在しないとか、人種差別団体はないと主張出来るとしても、当事国はa及びbに従って立法措置をとらなければならないのである。第四条は治療より防止を目的としている。法律による処罰は、人種差別主義または人種差別、並びにそれらの助長または煽

四 結論と勧告

210 「条約」を実施するについての当事国の実行は、ことに第四条に關しては、一様ではない。

211 いくつかの国は、「条約」の発効前から存在していた法律はすでに、第四条の諸要件を充足していると指摘した。この主張が正当と考えられるのは、稀な場合である。

212 他の国々には、「条約」の批准または加入に先立って、「条約」に合致させるための立法措置を完了した。

213 多くの国が、「条約」への加入またはその批准の後に、現行法の改正を行った。第四条を完全に充足する改正も若干ある。

214 わずかな数の国は、第四条に定める要件を充足するため、全く新しい法制を採用した。

215 いくつかの国は、必要な立法措置をとることを目下考慮中である。このため特別委員会を設置している国も若干ある。

216 「条約」の他の条文と異って、第四条には自動執行性はない。「条約」を国内法の一部に編入あるいは変形する手続が備わっていても、第四条が命令するところを果たすために立法措置がとられた時のみ、この条文は実施されるのである。

217 「条約」の他の条文はどうかという点、これら条文は、当事国が「条約」の目的を達成するに適切であると考えるような措置を、充分な自由裁量をもってとることを当事国に許しているのである。第四条の導入部はこの一般的傾向に従って、当事国は

動を目的とする活動を思い止まらせるものであると、推定される。他の措置も「条約」によって推奨されていることは、言うまでもない。特に第七条では、教授、情報、教育、文化並びに文化を通じて、人種差別を導く偏見と闘い、諸国間及び人種間的に種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進することとしている。しかし、刑事立法措置も、教育的であるとともに懲戒的であることもまた、認められるべきであろう。

222 第四条に従って立法措置をとることが必要かどうか、また何時するかという決定をするための自由裁量権を確保したいとする国も若干ある。このような留保は「条約」の趣旨と目的に合致せず、「条約」第二〇条二項のもとで認められたいとされている。

223 第二〇条二項は、『留保は、この条約の当事国の少なくとも三分の二が反対するときは、両立しないもの又は抑止的なものとみなされる』と規定する。しかしこれはある留保が「条約」と両立するかどうかを決めるための唯一の方法でないことは確かである。むしろ特異な方法である。「条約」の第二二条は国際司法裁判所に、「条約」の解釈または適用に關する紛争を解決するための最終的権能を与えている。

224 問題の留保の許容性について、最終的な司法的決定がないのであるから、当該当事国は、その留保を撤回しよう求められることもあろう。実際、委員会もある当事国にそのような勧告を行った例がある。

225 「条約」第四条の完全実施を妨げている他の要因は、この条文が意見及び表現の自由、並びに平和的な集会と結社の自由を侵

害または危険におとし入れているのではないか、という解釈である。これは極端な議論と言えよう。中間の立場は、『パランス』が第四条aと言論の自由、並びに、第四条bと結社の自由の間に保たなければならないという考え方である。大勢は、言論の自由及び結社の自由権は絶対的とは言えず、これらにも一定の制約があるとする見解に傾いている。

226 自由というのはライセンズではない。国連事務総長だったハマーショルドは、次の通り極めて鋭い指摘を行っている。『昔も今日も無制限の自由などというものは、あったためしがない。各人の自由というのは、隣人の自由によって制約される。ある社会が存在し得るといふこと自体、そのすべての構成の行動の自由に対する一定の制約があるからである。この場合その社会または共同体がいかにルーズなものであるかとか、秩序のないものであるかは、余り関係がない。この意味で、個々人の自由に対する制約は、不可避なものである。』

227 世界人権宣言第二九条二項は、次のように明確に記している。すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たって、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつべき目的として法律によって定められた制限のみに服する。

228 世界人権宣言第三〇条は次のように規定する。この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又は

は、『条約』当事国の「条約」上の義務なのである。これ以上に、人種差別の根絶は、国際法上の強行規範（ユース・コーゲンス）となっている。

229 多くの当事国がその憲法の中に、そこに保障されている人権の享受における平等の原則を入れている。また自国の憲法の中に、差別禁止の原則、ことに人種または肌の色に基づくこの原則を規定している国々にも他にある。これらの国々にも若干はそれ故、差別行為または平等の原則の侵犯は、憲法違反であると主張している。憲法違反行為の犠牲者は、その救済を求めて権限ある裁判所へ訴えることが出来る。また一部の国は憲法上の権利としてアムパロ（amparo）という特別の救済手続を用意している。

234 アムパロという救済手続は、一般的に、公務員または公の当局が差別行為とか平等の原則の侵害とかの憲法違反行為を行った時に、用いられる。担当の裁判所が憲法違反行為を認定した時は、関係の公務員または公の当局は、行為の実行の継続を中止するよう命令される。もし公務員または公の当局がこれに従わない場合は、直ちに罷免される。人種差別の煽動の犠牲者と行為者の双方が公務員である場合は、この救済手続を利用出来る。しかし行為者が私人である場合、人種差別またはその煽動の犠牲者に何んの救済措置もない。

235 若干の当事国の法制は、『人種的優越または憎悪の流布』または『人種差別の煽動』を、一定の条件にからしめている。つまり、流布または煽動は意図的でないければならず、あるいは、『憎悪をかきたてる』と、いふような目的を持たなければならず、

そのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。このことは、第二九条二項に明確に打ち出されているように、合理的な制限を排除したり、禁止したりするものではないことを、別途述べているのである。第二九条二項は、しかしこれらの権利や自由を無効にする目的または効果を有するものではない。さらに人権宣言の第二九条三項は、これらの権利及び自由を、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない、と規定する。

229 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二九条(3)は、表現の自由に対する権利の行使については、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされる制限のみを課すことが出来るとしている。a 他者の権利又は信用の尊重、b 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護。

230 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二二条もまた、平和的な集会の権利も、法律で定められたところであって、国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他者の権利及び自由の保護のために民主的社会において必要なような制限は、これを課することを認めている。

231 自由な言論に対する権利を擁護するのに最も意欲的である社会においてさえ、名誉毀損並びに治安攪乱に対する法律は存在する。委員会の大勢は、同じ論理が、人種的優越に基づいた思想の流布に関して、差別なく適用されるであろうということを確認している。

232 加うるに、人種差別は国際法上の一犯罪であり、その根絶

または、これらの行動は、脅迫的、罵倒的、または侮辱的であり、または、『嘲笑、誹謗、侮辱、脅迫またはその他の手段』を伴っていないならばならないとする。これらの条件は制限的で、第四条aが、まったく無条件に、流布または煽動の単なる行動を処罰すべきであると宣言しているという事実を無視している。

236 刑法典のほとんどが、いずれかの個人または個人の集団に対する暴力行為またはこのような行為の煽動を処罰するものとしている。これらは、第四条aの文字通りというのではなく、精神の次元においては、一応この規定の要件の一つは充足している。つまり、『特定の人種または異った肌の色または種族的出身の個人の集団』に対する暴力あるいはその煽動に特定した立法措置をとることである。

237 犯罪の共犯または従犯もまた処罰されるとする一般的な刑法規定は、『人種差別行為に対する財政的援助も含む援助の供与の規定』を、もしこれらの人種差別行為が第一順位の犯罪とされるような場合であれば、カバーするであろう。

238 若干の当事国は、平和的な集会及び結社の権利を保障する憲法を持ち、また合法的目的のためにのみ結成されうると、規定する。それ故、人種差別を促進したまたは煽動する団体または結社は、合法的目的のために結成されたものではないから、憲法違反とされうる。このような場合の措置は、許可や登録の取消しから解散までと、いろいろあるが、団体または結社がすでに登録されているとか許可されている場合のことである。何れにせよ、立法措置は、このような団体または結社を設立または結成し、あるいは

は、その違法活動、つまり人種差別の促進及び煽動に参加する者を処罰するためになお必要なのである。

233 違法な目的を持った結社または団体の結成に対してはほとんどの国が立法措置をとっている。このような立法措置のない場合でも、若干の国は、差別の促進または煽動を処罰する現行法は、このような目的のための団体の結成を妨害する効果を持っていると主張している。委員会は、このような団体を違法と宣言し、禁止するためさらに立法措置をとることが必要であるという、立場をとっている。

240 いくつかの国は、不法な目的を持つ団体を禁止している。

法律は、これらの団体の登録を禁止すること、または、登録後の解散命令、もしくはこの双方に向けられている。普通法の国々には、法的な行為は常に刑事罰の対象となるわけではないという意味で、『不法(unlawful)』という言葉は、『違法(illegal)』と区別される。しかし不法行為は通常、民事上の不法行為の場合として、民事責任を招来する。一定の行為や活動を『法律によって処罰されるべき犯罪と』宣言するとする第四条の要件は、民事責任が果せられるとしても、充足されるものではない。

241 第四条bは当事国に対して、『人種差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及びその他のあらゆる宣伝活動を違法であることを宣言しかつ禁止する』ことを求めるだけでなく、『それらの団体又は活動への参加が法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する』ことを求めている。

242 「条約」のこの規定または当事国の憲法におけるいかなる

同様の規定も、実施のための立法措置を要求していることは、明白である。当事国の憲法は、「条約」と同じ様に、一定の行為は法律によって処罰されることを公にすることだけが出来るのである。憲法自身が刑罰を規定するということは、例えば大逆罪のような場合を除いて滅多にない。

243 実施のための立法措置を伴わない、憲法規定だけでは、第四条a及びbに規定された一連の行為を法律によって処罰すべき犯罪と宣言するという、当事国に対する「条約」第四条の強行的要件を充足するものではないことは、明白である。

244 多くの国が「条約」に基づく義務を遵守することが出来るようになるためには、時間もかかることであろう。立法措置の採用も遅々としたプロセスであることも、分かっている。第四条について位このことが真実であることは、ほかない。

245 行政府が立法府または議会に対して、第四条の実施のための立法措置を勧告するだけでは十分ではない。すくなくとも四つの当事国から得た経験は、行政府はこのような勧告をフォローアップしなければならぬことを教えている。立法府も行政府に劣らず、積極的行動をとる義務がある。

246 しかし、当事国は常識的な期間のうちには、第四条に合致するようその法制を調整するという手続を完了しなければならぬとされている。ある程度の政治的意思も、立法過程を刺激するため必要であろう。「条約」は当事国によって誠実に遵守されなければならないということは、普遍的原則である。約束は守られなければならない(pacta servanda sunt)。 (以下、次号へ)